

# フードビジネス商品開発・ブラッシュアップ支援事業

## ～補助事業の概要について～

### 🔗利用対象事業者

- 宮崎県産の素材に付加価値を付ける商品の開発、商品改良を行う中小企業者又は農林漁業者。
- フードビジネス相談ステーションと連携して事業を実施する事業者。
- 宮崎県が開催予定の「MIYAZAKI FOOD AWARD」へ、本事業で開発・改良した商品を出品予定である事業者。

### 🔗事業内容

- 補助事業者の商品開発・商品改良に関する事業を行うため、自社で解決できない問題点を解決するための事業（委託費）

#### 補助対象となる取組例

- ①商品の開発、改良
  - ・開発、改良に係る専門家からのアドバイス
  - ・試作品の委託製造
  - ・レシピの作成、改良等
  - ・食品表示に必要な成分分析等
- ②デザイン開発・改良
  - ・パッケージデザイン開発・改良等
  - ・パンフレット作成
  - ・商品PR資材（販売促進物）作成
- ③商品の開発・改良等の評価
  - ・テストマーケティング（官能評価含む）
  - ・バイヤー等の意見聴取
  - ・アンケート調査
- ④その他理事長が必要と認めるもの

### 🔗補助内容

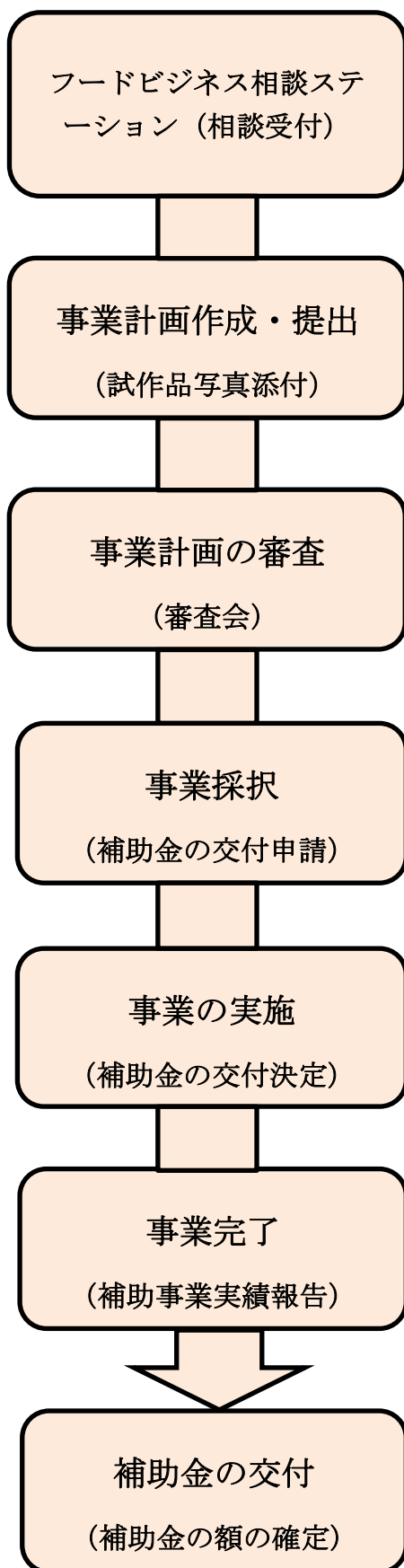
補助限度額	補助率	事業期間
1,500 千円	2/3	～令和4年2月28日

※上記、①から④の各区分の補助上限は、それぞれ50万円までとする。

### 🔗募集期間

**令和3年5月13日～令和3年6月4日**

## ◆手続きの流れ



●補助希望事業者は、みやざきフードビジネス相談ステーション（以下、ステーション）に補助希望事業について相談して下さい。ステーションの担当者は「補助事業内容、補助対象経費等」について、説明及びヒアリングを実施します。

●補助希望事業者は、事業計画等を作成し提出します。希望者には、ステーションのコーディネーターが、事業計画の作成を支援します。

●当機構が設置した審査会において次の視点により審査を行います。①商品コンセプト ②市場性 ③実現可能性 ④価格の妥当性 ⑤補助の必要性等

●当機構は審査会の結果に基づき、適当と認められる事業計画について補助事業の採択を行います。  
●採択事業者は、補助金の交付申請を行います。

●当機構は提出のあった補助金交付申請書に基づき、補助金の交付決定を行います。

●採択事業者は補助事業完了後に、速やかに補助事業の実績報告を行います。

●当機構は、補助金の額の確定の後に補助金を交付します。

☞ 事業成果の検証のため、補助事業終了後も「事業成果報告書」5年間を提出してもらいます。

※参考資料～事業終了後に5年間提出する「事業成果報告書」の書式

年 月 日

公益財団法人 宮崎県産業振興機構  
理事長 原田 幸二 殿

郵便番号・住所

企業名

代表者役職名・氏名

印

年度中小企業地域資源活用等促進事業  
事業化等状況報告書

年度に交付決定のあった中小企業地域資源活用等促進事業に係る 事業に関し、  
年度の事業化等の状況について、下記のとおり報告します。

記

1. 事業化等の有無

助成事業実施結果の事業化 有 ・ 無

2. 事業化等が「有」の場合

①	年度の事業化等による総収入額	円
②	〃 総支出額	円
	〃 収益額 (①－②)	円

3. 実施期間以降の助成事業に関する進捗状況